

## 富加町サル被害防止活動補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 サルによる農作物等への被害を未然に防止するため、地域にサル追い払い活動組織を設置し、サル被害防止活動を行う自治会組織等に対してサル被害防止活動補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、富加町補助金等交付規則(平成14年富加町規則第21号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内の自治会区域を活動範囲として、サルの追い払い、見回り、緩衝帯の整備、打合せ会議等のサル被害防止活動を年間で50回程度以上組織的に活動する団体とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 年間(4月から3月まで)を通じてサルの追い払い活動に取り組むための活動費
- (2) 打合せ会議等の開催経費
- (3) サルの追い払い活動に使用する消耗品等の購入経費
- (4) その他町長が必要と認めるもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次により算出した合計額とし、その上限は年間10万円とする。

- (1) 活動費  $2,000 \text{ 円} / \text{回} \times 4 \text{ 回} / \text{月} \times \text{活動月数}$
- (2) その他の経費 実費相当額

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富加町サル被害防止活動補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、1つの自治会区域に1つの団体が申請できるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、富加町サル被害防止活動補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(概算払請求)

第7条 前条の交付決定を受けた者は、富加町サル被害防止活動補助金概算請求書(別記様式第3号)により、交付決定額の2分の1を上限に概算払の請求をすることができるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了の3月末日までに富加町サル被害防止活動補助金実績報告兼請求書(別記様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 町長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、その補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。